

# 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業



※基金を活用して住宅移転を加速させるとともに、住宅補強にも支援を行い、被災者の早期再建を図る

【支援対象者】レッドゾーン内の自己用住宅に区域指定前から居住し、熊本地震により半壊以上の被害を受け、再建(移転・建替え)が必要となった方

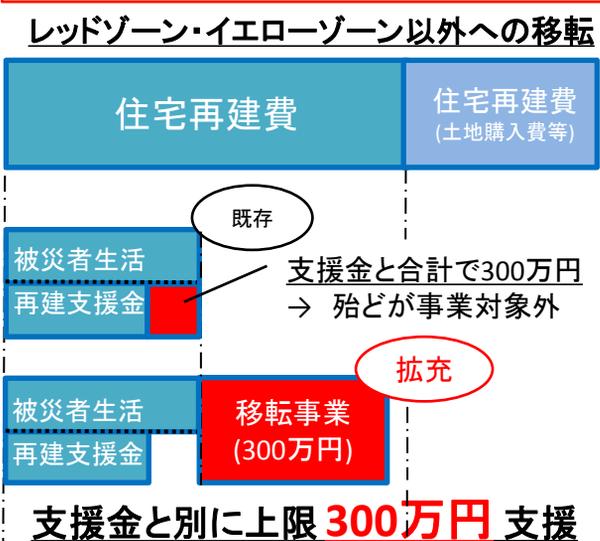
## ①住宅移転費支援

既存の移転事業(支援対象者以外)は、継続して実施(H29年度)



制度  
拡充!

現状  
↓  
拡充



- 補助対象経費
- ・住宅除却費(危険住宅の除却、動産の移転経費)等)
  - ・移転経費(建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費(1年間)等)
  - ・住宅の建設・購入費等(住宅建設・購入費、移転先の土地購入費、空き家等改修費等)

## ②住宅補強費支援

やむを得ず現地再建(建替え・部分建替え)を行う方

レッドゾーン内での再建



再建で住宅補強費が追加が必要 → 現状は補助制度無し

新規

- 補助対象経費
- 住宅補強に要する
  - ・施工費用(建築基準法で規定された住宅補強工事に要する費用)
  - ・設計費用(住宅補強工事のために必要な設計に要する費用)

300万円 × 1/2 = 上限 **150万円** 支援(補強経費 × 1/2)